【任意継続被保険者制度加入ご希望の方へ】

退職などで健康保険の資格がなくなった後も、ひきつづき健康保険に加入できます。

1.加入条件

●退職日までに継続して 2 ヵ月以上被保険者の資格があること。
●退職日の翌日から 20 日以内に、健康保険組合へ申請書を提出すること。
※申請書は 20 日以内に健保組合に到着する（受付される）必要があります。

2.加入期間

●任意継続被保険者となってから 2 年間です。

3.喪失理由

●納付期限までに保険料を納付しなかったとき。
●2 年間の期間満了となったとき。
●就職したとき。
●被保険者の方が死亡したとき。
●被保険者の方が後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。
●被保険者の方が資格喪失を希望する旨を書面で申出した場合。（令和 4 年 1 月 1 日施行）

4.保険料の額

●事業主負担がなくなりますので、全額本人負担となります。
●保険料は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額のどちらか低い月額で計算します。

令和8年度（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月）保険料率			
健康保険料・子ども子育て支援金	102.3／1000	介護保険料	14.7／1000

※子ども子育て支援金は被保険者全員が納付します（令和 8 年 4 月新設）
※介護保険料は 40～64 歳の方が対象となります。

5.保険料納付方法　※振込手数料は本人負担となります。

●毎月払い　納付期限は当月 10 日
●自動引き落とし（手数料：220 円／回・引き落とし日は前月 27 日）
申し込みが別途必要です。引き落とし開始まで 2～3 ヵ月ご自身でのお振込みが必要です。
●一括前納　保険料の割引が適用されます。
【半年前納】　加入月～9 月・10 月～翌年 3 月　　【一年前納】一年前納　加入月～翌年 3 月

6.納付保険料　※初回保険料の納付書は送付しませんので、お振込みを忘れないようご注意ください。

資格喪失時の報酬月額　　円　当組合の平均標準報酬月額　360,000 円
●毎月払い●自動引きとし
円／月（健康保険料　　円・介護保険料　　円）
●一括前納
【半年前納】　令和　8 年　　月～9 月（　　カ月　　円）
令和　　年　　月～令和 9 年 3 月（　　カ月　　円）
【一年前納】　令和　　年　　月～令和 9 年 3 月（　　カ月　　円）

※就職・死亡の場合、保険料納付済みの未経過期間があれば返金がございます。

7.保険料納付銀行

りそな銀行　梅田支店　普通預金　0117728　ダイハツ系連合健康保険組合（ﾀﾞｲﾊﾂｹｲﾚﾝｺﾞｳｹﾝｺｳﾎｹﾝｸﾐｱｲ）

※りそな銀行・埼玉りそな銀行のＡＴＭからのお振込みは、振込手数料の免除サービスがご利用になれます。但し、現金でのお振込みは、店舗内ＡＴＭのみが対象となり、1 回の振込み限度額は 10 万円です。（他行のキャッシュカードでは手数料が必要です）
※保険料の納付証明書は毎年 1 月下旬に一斉発行します。
※医療費のお知らせは毎年 1 月 20 日頃の在籍基準で作成しますので、全員が対象ではありません。

「資格喪失届（会社の届出）」「申請書（本人の届出）」「初回保険料の納付」が全て揃って、資格情報のお知らせ（または資格確認書）の交付となります。